

宇城広域連合公告第4号

条件付一般競争入札

条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

令和5年10月23日

宇城広域連合長 守田 憲史



1 競争入札に付する事項

- | | |
|---------------|--|
| (1) 番号 | 環整備第1号 |
| (2) 件名 | 宇城クリーンセンター公用車（電気自動車）購入 |
| (3) 場所 | 宇城クリーンセンター（宇城市松橋町萩尾1775番地3） |
| (4) 概要 | 三菱自動車 ミニキャブ・ミーブ（型式：三菱ZAB-U68V HLDDA）1台 |
| (5) 納入期限 | 令和7年1月31日（金） |
| (6) 最低制限価格の有無 | 無 |
| (7) その他 | |
- ア この入札は、入札後に落札候補者の競争参加資格の審査を行う事後審査型入札である。
- イ 予定価格については、事後公表とする。
- ウ この入札は、入札参加者が1者の場合でも入札をとりやめないものとする。

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満たす者であること。

- (1) 入札参加届出書の提出期限までに、宇城広域連合物品製造等に係る競争入札参加資格審査申請書を提出し、競争入札参加資格を有している者であり、「大分類 車両」、「中分類 軽自動車」の業種に登録がある者。

なお、競争入札参加資格を有していない者については、入札参加届出書の提出期限（令和5年11月7日）までに宇城広域連合物品製造等に係る競争入札参加資格審査申請書を本連合（事務局総務課）へ提出し競争入札参加資格を有すること。

- (2) 熊本県内に本店、支店又は営業所を有していること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当しないこと。
- (4) 政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、3年を限度として広域連合長が定める期間を経過していない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者又は入札代理人として使用する者に該当しないこと。
- (5) 入札公告日において宇城広域連合工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要綱（平成30年宇城広域連合訓令第5号）の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (6) 国税、都道府県税及び市町村税の滞納がないこと。
- (7) 次のいずれかに該当する者（政令第167条の4第1項第3号に掲げる者を除く。）でないこと。
 - ア 事業主、法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者
 - イ 暴力団員が実質的に運営している者
 - ウ 暴力団員であることを知りながら当該暴力団員を雇用し、又は使用している者
 - エ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら当該暴力団員と商取引に係る契約を締結している者
 - オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している者
 - キ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

3 提出書類

- (1) 入札参加届出書として、次に掲げる書類を提出すること。
 - ア 入札参加届出書（様式第1号）
- (2) 競争参加資格確認申請書等（以下「申請書等」という。）として次に掲げる書類を提出すること。
 - ア 競争参加資格確認申請書（様式第2号）

イ 営業所一覧表（任意様式可）

ウ 納税証明書の写し（申請書等の提出期限から3か月以内のもの。委任がある場合は、本社と委任先の両方の納税証明書の写し）

エ 暴力団等の排除に関する誓約書（様式第3号）

4 提出方法

次の入札担当課に提出すること。

（1）入札・契約担当課

区 分	担 当 課	電話番号等	住 所
入札担当	事務局総務課企画財政係	TEL 0964-32-4144 FAX 0964-32-4152	〒869-0532 宇城市松橋町久具396-2
契約担当	事務局環境施設整備課 施設整備係	TEL 0964-32-6010 FAX 0964-32-6013	〒869-0513 宇城市松橋町萩尾1775番地3

（2）提出部数

1部とする。

（3）留意事項

落札候補者が申請書等を期限までに提出しない場合、又は競争参加資格がないと認められた場合は、落札者として決定されない。

5 入札日程

入札手続等	期間・期日等	場所・留意事項等
仕様書の閲覧	令和5年10月23日（月）から 令和5年11月20日（月）まで	契約担当課で閲覧に供する。
入札参加届出書の提出	令和5年10月24日（火）から 令和5年11月7日（火）まで	入札担当課へ持参又は郵送（一般書留、簡易書留又は特定記録郵便）すること。
入札参加届出書受付通知	令和5年11月8日（水）まで	FAXにより通知し、別途書面を郵送する。
質問書の提出	令和5年10月23日（月）から 令和5年11月9日（木）まで	契約担当課へFAXし、質問書（様式第4号）原本は持参又は郵送すること。
質問に対する回答の閲覧	令和5年11月13日（月）までに開始し、 令和5年11月20日（月）まで閲覧に供する。	宇城広域連合事務局ホームページによる。
入札及び開札日	令和5年11月21日（火） 午前9時30分から	宇城市松橋町久具396-2 宇城広域連合事務局 2階交流プラザ
競争参加資格確認申請書等の提出	令和5年11月22日（水）から 令和5年11月24日（金）まで	入札担当課へ持参又は郵送（一般書留、簡易書留又は特定記録郵便）すること。
落札者決定通知	令和5年12月4日（月） （予定）	FAXにより通知し、別途書面による郵送。

競争参加資格がないと認めた理由の説明要求	落札者決定通知の翌日から 令和5年12月8日（金）まで	入札担当課へ持参又は郵送（一般書留、簡易書留又は特定記録郵便）すること。
上記要求に対する回答	令和5年12月11日（月）から 令和5年12月19日（火）まで	書面により回答する。

※ 期間・期日等においては、宇城広域連合の休日を定める条例（平成19年条例第2号）第1条第1項に規定する宇城広域連合の休日を除く。

※ 提出書類等の受付時間については、期間・期日等における午前9時から午後5時までとする。

6 質問書の提出及び回答

- （1）入札公告及び仕様書に対する質問がある場合は、質問書（様式第4号）により、5に示す期間中、5に示す方法により提出すること。
- （2）当該質問に対する回答は、5に示す期間中、5に示す方法により閲覧に供する。

7 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- （1）競争参加資格がない旨の通知を受けた者で、理由の説明を求める者は、5に示す期間中、5に示す方法により説明を求める書面を提出すること。
なお、書面については任意様式とする。
- （2）広域連合長は、説明を求められたときは、5に示す期日までに書面により回答する。

8 入札方法等

- （1）入札方法等については、宇城広域連合競争契約入札心得（平成19年告示第4号。以下「競争契約入札心得」という。）による。
- （2）入札保証金については、免除とする。
- （3）入札参加届出書を受け付けられた者は、入札公告に示した開札日時に、入札参加届出書を受け付けた旨の通知書を入札公告に示した場所へ持参すること。
- （4）入札執行回数は3回までとする。

9 入札書の記載方法等

- （1）落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1銭未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (2) 入札は、所定の入札書に入札する事項を記載して行うこと。
- (3) 入札書は、封筒に入れ密封し、その封筒の封皮には入札者の氏名、業務の名称を表示すること。ただし再度の入札にあつては、この限りでない。
- (4) 入札書の様式は、宇城広域連合事務局のホームページに掲載しているものを使用すること。

10 開札

入札者又はその代理人は開札に立ち会わなければならない。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。

11 入札の無効

競争契約入札心得第8条に該当する入札、届出書、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札その他入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、無効の入札を行った者を落札候補者としていた場合には落札決定を取り消すものとする。

12 落札候補者の決定方法

- (1) 開札後、宇城広域連合契約事務規則（平成19年宇城広域連合規則第22号。以下「契約事務規則」という。）第17条の規定に基づき作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とする。
- (2) 最低の価格で有効な入札を行った者が複数いる場合は、競争契約入札心得第11条の規定に基づき、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札候補者を決定する。
なお、落札候補者が落札者として決定されず、次に落札候補者となるべき者が同額入札により複数いる場合は、落札者として決定されなかった落札候補者を除き、くじにより落札候補者を決定する。
- (3) 当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

13 競争参加資格の確認、落札者の決定

- (1) 落札候補者の競争参加資格が認められたときは、落札候補者を落札者とする。
- (2) 落札候補者の競争参加資格がないと認められたときは、落札候補者に対し競争参加資格確認通知書によりその旨を通知し、次に低い価格を提示した者から順に申請書等の提出を求め、競争参加資格が確認できた最初の者を落札者とする。

14 その他

- (1) 入札参加者は、仕様書を熟読の上、入札しなければならない。そのほか、この入札及び契約に関し必要な事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、政令及び契約事務規則によるものとする。
- (2) 契約保証金については、免除とする。